

平成17年第11回教育委員会記録

平成17年8月24日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成17年8月24日(水) 午後2時11分～午後2時51分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 安本 ゆみ

委員 宮坂 公夫 教育長 納富 善朗

欠席委員 委員 大藏 雄之助

出席説明員 事務局次長 佐藤 博継 学校適正配置担当部長 上原 和義

庶務課長 和田 義広 学校適正配置担当課長 吉田 順之

杉並師範館長 田中 哲 学校運営課長 馬場 誠一

学務課長 井口 順司 指導室長 松岡 敬明

済美教育一長 杉田 治 中央図書館長 原 隆寿

中央図書館次長 齋木 雅之

事務局職員 法規担当係長 石井 康宏 担当書記 佐藤 守

傍聴者数 20名

会議に付した事件

(議案)

議案第48号 杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部を改正する規程

(報告事項)

- (1) 杉並区立井荻中学校適正配置(通学区域の変更)検討協議会の設置について
- (2) 地震被害について
- (3) 教育施設のアスベスト調査結果について

(4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案審議

議案第48号 杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部
を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

報告事項

- (1) 杉並区立井荻中学校適正配置（通学区域の変更）検討協議会の
設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 地震被害について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (3) 教育施設のアスベスト調査結果について・・・・・・・・・・ 9
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧・・・・・・・・ 13

委員長 ただいまから、第11回教育委員会定例会を開催いたします。

本日、大蔵委員は、所用によりまして欠席でございますけれども、定足数には達しております。

本日の議事録の署名委員は、宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内いたしましたとおり、議案が1件、報告が4件となっております。

審議に先立ちまして、傍聴の皆様方に申し上げます。会議における言論につきまして、批評を加えたり、賛否を表明したり、私語・雑談などをされませんよう、よろしくご協力のほどお願いいたします。

では初めに、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第48号「杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部を改正する規程」を上程し、審議させていただきます。

庶務課長、よろしくお願いいたします。

庶務課長 議案第48号「杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部を改正する規程」について説明いたします。

改正の理由でございますが、ISO14001の本部規格が改訂されたことに伴いまして、標記規程の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容に入る前に、大変恐縮ですが、ISO14001の改訂内容について簡単にご説明をさせていただきます。参考につけてございます資料、参考資料1をちょっとご覧いただきたいと存じます。新旧対照表の後についています。

今回のISO14001の改訂でございますが、ISO14001の要求事項の明確化ということで、規格全体の要求事項を明確化し、重要な事項として、法的及びその他の要求事項の管理の強化、2点目として、適用範囲内のすべての環境側面の考慮等を厳格に適用することとしております。また、あわせて、ISO9001との両立性を図ることというのが主な改正内容でございます。

具体的な改正事項については、参考資料1のとおりでございます。

表の中で、左側に改定点、右側に区の教育機関環境マネジメントシステムの状況、一番左のところは現在の運用状況ということで、既にそういったシステムが実施されているか否かということについて、一部実施等で記載してございます。それから、それに該当する文書、変更内容ということで記載してございます。

今回の内容でございますが、基本的には環境マネジメントシステムを確立して維持するために、定義の明確化とか、仕組みを厳格に定めることを要求しているものでございまして、資料をご覧のとおり、既に実施しているものが多く、新たな仕組みとして制定するものにつきましては、表

の中の左側の数字で行きますと、4.4.2というところで、一番右の変更内容のところですが、研修について評価を行うというようなこと、それから、4.4.7以降ということになりますが、環境関連緊急事態の特定とか予防・緩和策の通知、実施機関における点検・記録、監査の厳格化といったことが主な内容となっています。

なお、ISOの規格改訂にあわせて、環境方針等を達成するための取組みである実施計画について、これをより現実のものとするための改正を行っています。これにつきましては、次の参考資料2ということで、お手元に配付させていただいております。

中身でございますが、環境教育目標のところ、キッズISOの取組み児童数の拡大といった目標の明確化を図ったということ、それから、省エネルギー・省資源の推進、廃棄物排出量の削減・リサイクルの推進、化学物質の適正管理について、資料に記載のとおり、アンダーラインを引いてございますが、改正をしているということでございます。こちらの方は参考ということでご理解をいただきたいと存じます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。改正概要について説明をさせていただきます。

まず、1ページの新旧対照表、目次でございますが、第4章、第5章の章名を、内容を示すようにしてわかりやすく変更してございます。

次に、第6章以下の配列でございますが、マネジメントシステムの規格の順番に合わせるという形で、その順番の変更をしてございます。

次ですが、1ページから2ページの「第1章 総則」の改正でございますが、第2条4号で、環境マネジメントシステムの定義中、「事務事業」を「教育機関の活動」、それから8号で、「環境マネジメントプログラム」を「実施計画」に改めております。9号で、運用管理手順書の定義を新たに定めてございます。また、10号では、環境側面の定義のうち「事務事業活動」を「教育機関の活動」に改めております。

次に、2ページから5ページの「第2章 システム推進体制」の改正でございますが、第4条の管理総括者の業務に関する規定に、「運用管理手順書の作成」、「研修計画の策定」を加え、第5条の管理責任者の業務に関する規定で、「環境方針」、「環境目的等の遵守」等、管理責任者の業務を規定することとしてございます。

第6条でございますが、管理責任者を置く教育機関に関する規定ということで、管理副責任者を指名する教育機関を特定してございます。

第7条、ISO推進者及びその業務に関する規定では、社会教育センター所長、社会教育会館長、中央図書館以外の各図書館長をISO推進者とし、その業務を規定してございます。

次に、5ページから6ページの「第3章 教育機関環境マネジメントシステム本部会議」の改

正でございますが、第9条4号で、「システムの調整」を「システムの推進」ということで、業務内容をはっきりさせる形の規定の整備を行ってございます。

次に、6ページから7ページ、「第4章 環境方針の策定及び環境目的等の設定」についてでございますが、第14条第3項を新設して、職員への環境方針の周知ということを決めるほか、用語の厳格化に伴いまして、規定の整備を行っているところでございます。

次に、7ページから9ページの「第5章 運用管理について」でございますが、第16条運用管理手順書に関する規定につきまして、環境関連事故及び環境関連緊急事態の予防、環境目的等の達成、内部環境監査の実施等を追加するとともに、用語、要求事項の厳格化に伴って、規定の整備を行っているところでございます。

同じく、第18条では、法的その他要求事項に関する規定で、環境調査と分離をして、記載を新たに厳格に規定しているところでございます。

また、先ほどございましたシステムの改正に伴うところなのですが、第20条で環境関連緊急事態の対応に関する規定ということで、今回の規格改訂に伴って、新設された仕組みを制度化するための規定整備を行ってございます。

具体的に言いますと、管理総括者は、緊急事態を特定し、予防及び緩和策を管理責任者に通知する。管理責任者及びISO推進者は、予防及び緩和策の有効性を点検、記録、報告するといったことを定めております。

また、第22条の不適合の是正措置に関する規定では、管理総括者は是正措置の有効性を評価するといった新たな業務を規定してございます。

次に、10ページから12ページの「第7章 内部環境監査」でございますが、環境監査の厳格化という視点から、第27条第3項を新設して、監査は、監査員が、所属する教育機関以外の教育機関を監査する方法で行うといったことを規定するとともに、第35条を追加して、これまで内部監査の対象外でございましたISO事務局への監査を行うこととして定めてございます。

最後に、12ページから13ページの「第8章 システムの見直し」でございますが、システムの見直しの理由につきまして、教育機関を取り巻く状況、法的その他要求事項の遵守状況、管理責任者からの提案といったものを追加しているところでございます。

施行期日は、平成17年9月1日からです。

議案の朗読は省略させていただきます。

私からは以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

では、ただいまの説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

いろいろ充実されている点はわかるのですが、これは監査だけではなくて、環境報告書というのを出していないのですか。

庶務課長 それぞれ、例えば、用紙の削減とか、定期的に点検して、事務局の方へ報告するという仕組みになっております。

委員長 会社だと、今、大体環境報告書というのは常識になってきて、アニュアルレポートというか年報として、時代的に環境に関して、外部に公表するような形になってきています。だから、内部でやられるのはよろしいのだけれども、外部の方たちに、概要でもまとめて報告するとか、公表するとか。

庶務課長 システムの中には、コミュニケーションということで、外部に対してどういうふうに知らせていくかということがございます。今、委員長からご指摘の結果等については、それぞれの実施機関から報告されているわけですが、全体としてどういう取組みをして、どういった成果を上げているかということについては、例えば、キッズISOという取組みをしています。これらについては、CO₂換算でどれだけの成果を上げているといったことも、非常に大きな成果の発表ということになってまいります。それから、それぞれの環境配慮活動の中で、それぞれの機関が持っている情報が環境に著しい影響を与えるか、そういったことも公表して知らせていくといったことも出てきますので、どういった形で成果、完了した結果を報告することについては、今後の課題ということで認識させていただきたいと存じます。

委員長 ぜひ、やられた方がいいと思います。

それから、当区は全国でも珍しく、区として環境教育指導資料というのを作られて、学校の先生方も、幼稚園・小学校編、それからもう一つは、1年遅れて中学校のものを作られて、すごく有意義だと思うのですよね。いわゆる教科書だけではなくて、区の実情に合わせてそういった資料をつくって補完していく、それで子どもたちの授業にまでフィードバックさせていくことをやっているのだけれども、後ろの参考資料のところ、その辺のことが見られるのかな。どういうふうな関連性を持たせているのでしょうか。

庶務課長 先ほどお示ししました参考資料1をちょっと見ていただきたいのですが、この中で、下の方から6番目に4.4.5の文書管理というところがございます。こういうところに、今、委員長がおっしゃったような文書、外部文書という扱いをしているのですが、そういったことをきちんと明確に位置づけて、そういったものを環境の中で、マネジメントシステムの方に生かすということをやっていくということで、今回は、今言われた環境教育指導資料なんかも、このシステムの中で文書としてしっかり位置づけてやっていくということに、システム上はなってまいります。

委員長 ほかの方、いかがですか。

(「なし」の声)

委員長 では、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 では、ご意見ございませんようですので、議案第48号は原案どおり可決いたします。

引き続きまして、日程第2、報告事項の聴取に入らせていただきます。

初めに、「杉並区立井荻中学校適正配置（通学区域の変更）検討協議会の設置について」のご説明を学校適正配置担当課長からお願いいたします。

学校適正配置担当課長 去る6月22日に報告いたしました「杉並区立小中学校第一次適正配置計画（通学区域の変更）」でございますが、この計画に基づきまして、井荻中学校及び隣接校の通学区域の変更等の協議を行うため、記載のと通りの検討協議会を設置いたしましたので報告いたします。

記書きの下でございますが、名称、所掌事項は記載のとおりでございます。

3番目、検討協議会の委員構成でございますが、当該校の校長並びにPTA、学校評議員代表何人かと、通学区域内の小中学校の校長で構成をしております。

裏面ですが、4番目、井荻中学校の今後の生徒数、学級数の推計を載せております。現在は13学級ということで、これが当該区域、通学区域の中に大規模団地の建設がありましたので、学級数または生徒数が、増要素があるということで、あらかじめ検討していくということで設けたわけですが、合計欄記載のとおりです。生徒数は、若干増加の傾向ではございますが、学級数は横ばい、ないしは1クラス減少をたどるのではないかとというふうに推計をしております。

現在、学校希望制の40人の枠は、一定程度少し絞り込んでやっておりますので、それらの数字が反映しているのではないかとというふうに考えております。ただ、現在、若杉小学校と杉並第五小学校の統合で、一部通学区域を桃井第一小学校へ移し替える予定でございます。それに伴いまして、桃井第一小学校は井荻中学校の通学区域の中に入ってございますので、必然的に井荻中学校の通学区域は、この統合の関係で変更をする予定が一部ございます。

当初考えておりましたが、日産の跡地の大規模集合住宅の影響が非常に少なく、このまま推移すれば変更は小規模なものになるのではないかとというふうに考えております。

別紙は、設置要綱でございますので、後ほどご覧いただければというふうに思います。

私からは以上でございます。

委員長 わかりました。

ただいまのご説明にご質問、ご意見、お願いいたします。

安本委員 日産の跡地の集合住宅の人数は、あまり予想どおりではなかった、そんなに増えないということなのですからけれども、それでもやはり通学区域の変更は必要と、その範囲には入っているということですか。

学校適正配置担当課長 お尋ねのように、日産の跡地については、数名という増予想でございましたので、当初、我々が考えていたほどの増加は示してございませんでした。ただ、一部、今までずっと、長年通学区域として設定しておりましたが、若干小学校と中学校の不整合なところがあったり、また、今回のように隣接しているところの小学校の統合の関係で、どうしても環状8号線から西側の区域を切り離すということがございましたので、そこを井萩中学校で取り込まなければならないということがありますので、結果として通学区域の変更は、やらざるを得ないのかなというふうには考えております。

安本委員 全体的に見て、そこだけのことではないということですか。

学校適正配置担当課長 はい。

安本委員 はい、わかりました。

委員長 よろしいですか。ほかにございせんか。

(「なし」の声)

委員長 ご意見がほかにはないので、次に進ませていただきます。

引き続きまして、学校運営課長の関連で、1つは「地震被害について」、もう1点は「教育施設のアスベスト調査結果について」でございます。

ご説明のほどお願いします。

学校運営課長 それでは、学校運営課より「地震被害について」と「教育施設のアスベスト調査結果について」、2点ご報告申し上げます。

まず、地震被害についてですが、8月16日正午ごろに起こりました宮城県沖地震による被害でございます。

杉並区域では震度3程度でございますけれども、3～4分と長時間揺れた関係がございまして、軽微な被害が3カ所、それから中瀬中におきまして、屋内運動場のブレースの破断がございました。軽微な被害でございますけれども、1カ所はオートロックのモニターが不具合になった、あと壁の亀裂が若干できた、また、防火扉が自然に閉まってしまったということもございました。

中瀬中の屋内運動場のブレースの破断でございますけれども、破断したときに利用していた生徒が発見し、その後、副校長が確認しております。地盤に高低差がある箇所ということで、一部に力が集中した結果ではないかというふうに考えております。ブレースの破断による水平耐力の低下が懸念される場所ですので、発見後すぐに屋内運動場を使用禁止にしまして、第一次復旧

といたしまして、破断箇所の溶接を行いました。18日午後1時ごろ溶接を完了し、一応使用の禁止を解除いたしました。引き続き、全部太いものに交換するというので、今、製品の製造にかかっているところでございます。そういった形で1次、2次復旧を行って、全部交換を行って、水平耐力の回復をしていきたいというふうに考えております。

また、同様の水平耐力を持つと思われる屋内運動場11カ所、小学校7校、中学校4校について、18日午後に営繕課職員が地震被害の調査を行いましたけれども、地震が原因と思われる被害は発見されてございません。

1枚おめくりいただきまして、図面をご覧いただきたいと存じます。

破断箇所ですが、体育館の西側ギャラリー、通路の上に設置されておりますブレースですが、破断箇所は図面のおりです。いずれも引っ張り力によって破断しているということであり、逆に、報告書にありますように、反対側のブレースにつきましては座屈ということで、屈曲しているという状況がございまして、反対の圧縮力が働いたものというふうに考えております。

地震被害については、以上でございます。

続いて、教育施設のアスベスト調査の結果ですけれども、先日、27日の教育委員会で報告申し上げました内容で、検体の調査を行った結果、アスベストの含有が認められた部分です。11カ所について調査をしております。発見された箇所が5カ所ということでございます。旧宮前出張所でございますけれども、高井戸区民事務所宮前分室、宮前図書館の天井部分、それから科学館の空調機械室の天井部分、富士見丘小学校の空調機械室の天井部分、高円寺中学校の空調機械室壁及び天井部分、中瀬中学校の4階空調機械室の壁、天井部分の吹付けアスベストについて、一部石綿成分が含まれているということが確認されました。

今後の対応でございますが、基本的に閉鎖された部分で、飛散の恐れはありませんけれども、念のため室内の空気環境測定を行いまして、アスベストの飛散がないことを確認したいというふうに考えております。

関係者に対しましては、施設利用者、学校関係者に対して、現在の状況についてご説明申し上げます。

除去等の対策工事でございますが、緊急の予算を組みまして、アスベスト対策工事について検討してまいりたいと考えております。

また、今回、文部科学省から追加の調査請求がありまして、平成8年度以前に竣工した建築物の吹付けアスベスト調査ということで依頼がございまして、こちらにつきましては、昭和63年までの建築の施設は調査済みですので、昭和64年、平成元年から平成8年までの新たに竣工いた

しました3施設について今後調査を行って、10月下旬までに報告を行ってまいりたいというふうに考えております。

報告は以上でございます。

委員長 では、最初に地震の被害についてということでご質問、ご意見ございましたらお願いします。

安本委員 ブレースというのは、補強材なのですか。どこを補強しているのですか。

学校適正配置担当課長 通常、こういった斜めの材で、筋交いというふうに私どもは呼んでおりますが、これは住宅の中にも幾つか壁の中に入っております。基本的には地震の水平力に対抗するために、こういった斜めの部材を入れて変形を防ぐというような形にしております。これは一般的な、補強材というよりも、地震に対しての力を受けるといった部材でございます。この前の小千谷の地震でもそうでしたが、体育館を幾つか私も見てまいりましたけれども、大体このブレースが破断をしていて、全部取り替えていた学校が多くございました。ただ、今回、この程度の被害が出るというのは、いささか心もとないということがございます。

この写真を見ていただくとおわかりになるのですが、破断したところが、これは昭和36年、今から44年前につくられた体育館でございますが、杉並区の中ではかなり古い方でございます。リベットという部材をつなぐところで、もともとの部材に穴が空いていて、そこに接合しています。材そのものが、そのところでは、ある意味では耐力が弱いところなので、そこにちょっと集中したかなというふうに思っております。反対側の部分は切れておりませんので、基本的にはこの切れた2カ所側というのは、断面でご覧いただくと区道側が3メートルぐらい下に落ちています。ここは恐らく地盤が、盛り土をして平らにしたのではないかなというふうに思われるところがございますので、基本的にはこちら側のところが、少し揺れが大きかったのかなというふうに思っております。如何せんこういうことではよくないものですから、基本的にはこの部材を大きくして補修をしていきたいというふうに思っております。

安本委員 いずれにしても、本当にそんなに大きな地震ではなかったと、おっしゃるとおりなのですが、こういう体育館は緊急避難場所ですし、子どもたちもちろんいるところです。住民の安全な避難場所にならなければならないので、今、他のところも11カ所、同程度のところがあるようですので、どうぞ、皆様が安心できるように補強していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

宮坂委員 今、今回の地震についての被害状況をいろいろお伺いしましたので、直接これと関係する質問ではないかもしれませんが、地震に対する被害の想定、その場合どのように子どもたちを避難させるかということは、もう恐らく学校でもって訓練していると思うのですが、

聞くところによりますと、やたらにすぐ外へ飛び出すのは危険だという人もおりますし、どういう揺れがあったときに、実際にはこういう被害が出ているから、そういう時にはやっぱり外へ出るとか、そういう訓練というものは学校でやっていると思います。その結果というのは区には報告はあるのでしょうか。

指導室長 各学校は安全教育の中で、地震を想定した避難訓練も行っておりますけれども、これは内容につきましては報告という形ではございません。

ただ、教育課程届を提出する際に、年間の避難訓練の予定を提出するということになってございます。

委員長 震災対策の一環として、一般的な調査は全てやられているのですよね。どういうふうに、いつ建てられて、それで老朽化したものについても、対処的なものもやられたりした中から出てきてしまったということですかね。

学校適正配置担当課長 前に東京都で、昭和50年代にこの建物については調査をしておりましたが、昭和45年以前の建物を、ただ図面と目視でやっておりましたので、阪神・淡路大震災の後、コンクリートのコアを抜いたりしてつぶして、実際にどのぐらい耐力があるかというような形で調査はしております。

ただ、現在8割まで補強は済んでございます。現在、当該校につきましては、老朽校ということの対象もございまして、改築対象ということで、この部分につきましては、補強そのものについてはしていませんでしたが、それらにつきましても、建物がどういう状態であるかということについては、我々としては内容等については承知をして、把握をしているというところでございます。基本的には、あと残っているものについては、今年で大体補強は全部終わりますので、今後、方南、高井戸を皮切りに、耐震の改築を進めていきたいというふうに考えております。

委員長 できるだけ未然に対策を講じられますよう、よろしく願いいたします。

よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」の声)

委員長 では、教育施設のアスベスト調査結果について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

宮坂委員 このアスベストの資料を拝見したのですが、(3)のところの「除去等の対策工事」に、「(1)及び(2)を踏まえ、除去工事等のアスベスト対策工事を行う」というふうに書いてあるのですが、これは期間的にはどのぐらいを目途にしているのですか。

学校適正配置担当課長 調査結果表の3番、4番、5番、富士見丘小学校、高円寺中学校、中瀬中学校、これらにつきましては、屋上の空調機械室の壁ないしは天井でございまして、あまり

面積的には多くございません。子どもたちがいないときにやった方がいいというふうに思いますので、冬休みを軸に、今年度中にできれば対応していきたいと思っております。

ただ、図書館等につきましては、非常に面積的に大きいということがありますので、今後の改修も含めて、少し検討したいというふうに思っております。

ただ、基本的には、いずれにしても飛散のおそれというのはありませんので、状況をよく確認しながら対応を考えていきたいというふうに思っております。

宮坂委員 ありがとうございます。

委員長 では、ほかにございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。前回もご報告されましたその追加分ということです。

(「なし」の声)

委員長 では、ご報告を承りました。

最後に、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」の説明、社会教育スポーツ課長は本日所用で欠席ですので、庶務課長、代わりにお願いします。

庶務課長 それでは、私から、杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について、ご報告をいたします。資料をご覧いただきたいと存じます。

平成17年7月分の件数でございますが、定例が35件、新規が3件、計38件でございます。共催・後援の別で申し上げますと、共催が17件、後援が21件でございます。

新規3件について、簡単にご説明をさせていただきます。1ページをご覧ください。

社会教育スポーツ課のNo. 1、「セプテンバーコンサートJP」でございますが、コンサートということで、蚕糸の森公園を会場に、主に区民を対象として実施するものでございます。

次に、3ページでございますが、社会教育センターNo. 1、「杉並冒険遊びの会」の実施する家庭学級「ほっとサロン のびっば」でございますが、柏の宮公園内の冒険遊び場で、子育て中の保護者を対象に実施するものでございます。

次に、5ページでございますが、学務課のNo. 1、「NPO法人プランニング∞遊」の「『幼稚園を探そう』～先輩ママにきく幼稚園情報～」でございますが、阿佐ヶ谷地域区民センターを会場といたしまして、来年度幼稚園入園予定の子どものいる親子を対象に事業を実施するというものでございます。

私からは以上でございます。

委員長 では、ご質問等ございましたらお願いします。

特にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 特にご質問等ございませんようですので、報告事項については、これですべて聴取したことにします。ありがとうございました。

これで、予定されました日程は、すべて終了いたしました。

庶務課長、何かございましたらお願いします。

庶務課長 次回日程でございますが、9月14日水曜日の定例会は休会とさせていただきます。今回は、したがいまして、9月28日水曜日、午後2時からを予定してございます。よろしくお願いいたします。

委員長 わかりました。では、次回、9月28日水曜日午後2時からということにいたします。

皆さん方、ご予定のほどよろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。